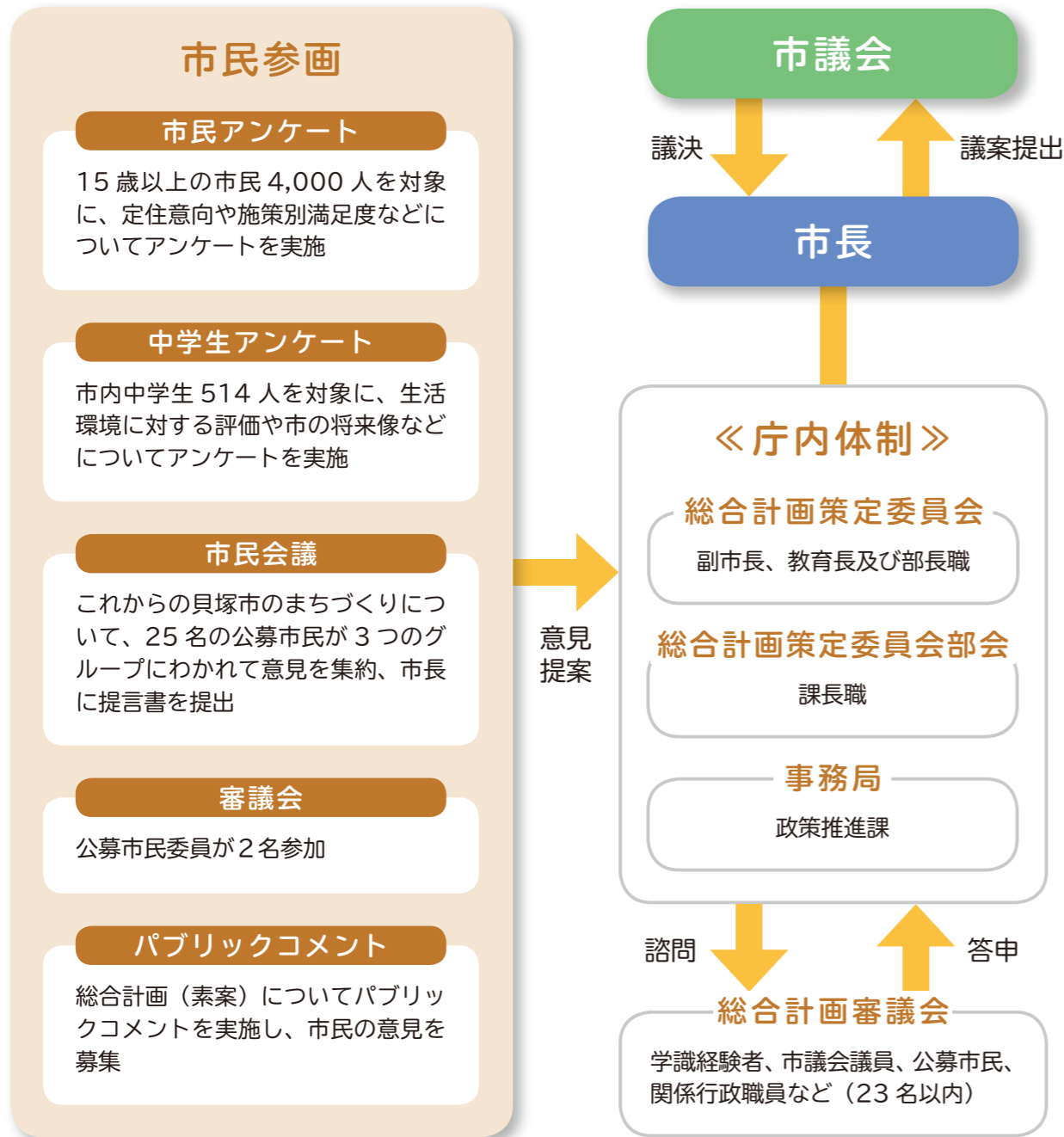




Kaizuka City Master Plan

# IV 資料編

# 1 総合計画策定体制



# 2 第5次貝塚市総合計画の策定経過

年月	市民参画	市議会・市内組織	総合計画審議会
平成26年 6月		【市議会】「貝塚市総合計画条例」の制定	
7月	□中学生アンケート (市内中学生514人を対象に実施)		
8月	□市民アンケート (15歳以上の市民4,000人を対象に実施)		
10月		○第1回 総合計画策定委員会 ●第1回 職員ワーキンググループ会議	
11月		○第1回 市民会議	
12月		○第2回 市民会議 ●第2回 職員ワーキンググループ会議	
1月		○第3回 市民会議 ○第2回 総合計画策定委員会 ●第3回・第4回 職員ワーキンググループ会議	
2月		○第4回 市民会議 ○市民会議から市長へ提言書提出 ●第5回 職員ワーキンググループ会議 ●職員ワーキンググループから提言書提出	
平成27年 3月		○第4回 総合計画策定委員会	○第1回 総合計画審議会
4月		○第5回 総合計画策定委員会	●第1回 専門部会
6月			●第2回 専門部会
11月		○第6回 総合計画策定委員会	●第3回 専門部会
12月		○第7回・第8回 総合計画策定委員会	●第4回 専門部会
1月			●第5回 専門部会
2月			○第2回 総合計画審議会
3月		○第9回・第10回 総合計画策定委員会	●第6回 専門部会 ○第3回 総合計画審議会
4月			○審議会部会(全4回) ○第4回 総合計画審議会
平成28年 5月		○第11回 総合計画策定委員会	
6月	■総合計画(案)に関するパブリックコメント		
7月		○第12回 総合計画策定委員会	○第5回 総合計画審議会
8月			○第6回 総合計画審議会 ○審議会から市長へ答申提出
9月		【市議会】総合計画基本構想の策定について議決 ★総合計画基本構想・基本計画の策定	

### 3 貝塚市総合計画条例

平成 26 年 6 月 20 日  
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である貝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、市政の最高理念であり、まちづくりの理念、目指すべき都市像及び基本目標を示すものをいう。

3 基本計画は、市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、附属機関に関する条例（昭和 31 年貝塚市条例第 322 号）別表に規定する貝塚市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 4 貝塚市総合計画審議会規則

昭和 43 年 3 月 13 日  
規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和 31 年貝塚市条例第 322 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、貝塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 9 年規則 3 号〕)

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第 2 条に掲げる当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内をもつて組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、または委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験を有する者

(4) 市の区域内に住所を有する者であって、市の募集に応じたもの

(一部改正〔平成 17 年規則 19 号〕)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 委員が本来の職を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故ある場合は、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成 17 年規則 19 号〕)



## 5 貝塚市総合計画審議会委員名簿

規則区分	氏名	所属団体等
1号委員 (市議会議員)	南野 敬介	貝塚市市議会議員 (平成27年5月まで)
	藪内 留治	同 (平成27年5月まで)
	森 美佐子	同 (平成27年5月まで)
	明石 輝久	同 (平成27年5月まで)
	田中 学	同
	北尾 修	同 (平成27年6月から)
	松波 謙太	同 (平成27年6月から)
	阪口 芳弘	同 (平成27年6月から)
	友田 研也	大阪府都市整備部総合計画課長 (平成27年5月まで)
	柴崎 啓二	同 都市計画室長 (平成27年6月から)
2号委員 (関係行政機関の職員)	砂川 豊和	貝塚市副市長
	波多野 真樹	同
	西 敏明	貝塚市教育長
	○ 和田 明宏	貝塚市町会連合会 会長
3号委員 (学識経験を有する者)	上岡 兼千代	貝塚商工会議所 会頭
	南川 悟	貝塚市農業委員会 会長
	市川 正裕	貝塚市医師会 会長
	八尾 眞須美	貝塚市社会福祉協議会 会長 (平成28年5月まで)
	武本 正	同 (平成28年6月から)
	長滝谷 幸治	貝塚市PTA協議会 会長 (平成27年5月まで)
	林 美香	同 (平成27年6月から平成28年5月まで)
	麻生川 清正	同 (平成28年6月から)
	◎ 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
	☆ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
4号委員 (市の募集に応じた市民等)	# 安場 敬祐	大阪体育大学健康福祉学部 教授
	中村 美砂	大阪河崎リハビリテーション大学リハビリテーション学部 教授
	井上 武	公募市民
	中賀 祐子	同

◎会長 ○会長職務代理者 ☆専門部会長 #専門部会長職務代理者

※所属・役職名は委嘱時現在  
(敬称略、順不同)

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席および資料の提出)

第8条 会長は、審議会の調査審議に関して必要と認めるときは、市長、または関係職員に対して説明を求め、または関係資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所管事務について、委員を補佐する。

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市政策部政策推進課において処理する。

(一部改正〔平成4年規則45号・9年3号〕)

(補則)

第11条 前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会にはかり、会長が定める。

附則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附則(昭和46年8月18日規則第14号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和47年1月29日規則第3号改正)

この規則は、昭和47年2月1日から施行する。

附則(昭和57年9月30日規則第23号改正)

この規則は、昭和57年10月4日から施行する。

附則(昭和59年5月17日規則第7号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和60年9月30日規則第29号改正)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附則(昭和63年3月30日規則第3号改正)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成4年10月31日規則第45号改正)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附則(平成9年3月31日規則第3号改正)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成17年7月4日規則第19号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成26年6月20日規則第26号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

## 6 諮問

貝政策第 182 号  
平成 27 年 3 月 18 日

貝塚市総合計画審議会  
会長 新川 達郎 様

貝塚市長 藤原 龍男

### 第 5 次貝塚市総合計画（素案）について（諮問）

貝塚市総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

第 5 次貝塚市総合計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

## 7 答申

平成 28 年 8 月 8 日

貝塚市長 藤原 龍男 様

貝塚市総合計画審議会  
会長 新川 達郎

### 第 5 次貝塚市総合計画について（答申）

平成 27 年 3 月 18 日付、貝政策第 182 号で諮問のあった第 5 次貝塚市総合計画の策定について、別添「第 5 次貝塚市総合計画（案）」のとおり答申します。

貝塚市においては、平成 18 年度（2006 年度）以降、「元気あふれる みんなのまち 貝塚」を目指した第 4 次総合計画に基づくまちづくりを進めてこられました。しかしながら少子・高齢化の影響は強く、貝塚市の総人口も平成 21 年（2009 年）をピークに減少に転じており、地方分権改革の進展や人口構造の変化、経済の低成長など、目まぐるしく変化し続ける社会経済状況に即した新たなまちづくりの指針が必要とされています。

当審議会では、第 5 次貝塚市総合計画（案）について、有識者による専門部会や分野ごとの分科会を設けるなど慎重に審議を重ねた結果、その内容が適切であるものとして認めここに答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項及び審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されるよう要望するとともに、まちづくりの方針である「魅力かがやき未来へつなぐまち 貝塚」の実現に努めてください。

記

#### 1 協働による計画の推進

計画に基づくすべての取り組みにおいて、推進方策である「市民とともに 紡ぐ まちづくり」を念頭に置き、協働を基本としたまちづくりを進めてください。

基本構想において、貝塚市が人と人のつながりによって地域を発展させてきた経過が記されています。今後も市民・団体・事業者・行政がこの計画をまちづくりの指針として共有し、それぞれが求められる役割を果たしつつ、各施策を効果的に進められるよう、計画に定めた内容をわかりやすく周知し、市民・団体・事業者の理解と協力のもと、その実現に向けて努力してください。



## 2 住み続けたいと思うまちづくり

市民アンケート調査において、「貝塚市に住み続けたいと思うか」の問いに対し、約65%が「住み続けたい」と回答している一方、「どちらともいえない」との回答が約25%あることから、貝塚市に誇りと愛着を持って暮らす市民をさらに増やすことが大切です。子育て世代、特に女性にとって暮らしやすいまちをつくること、未来を担う子どもたちに市の良さをきちんと伝えること、生産年齢となる世代の雇用を促進することなど、市民の定住意欲の向上につながる施策を積極的に推進してください。

## 3 安全・安心のまちづくり

私たちの住む貝塚市は、自然災害による被害が少なく、地域の結びつきが強い比較的安心して暮らせる地域です。しかし全国各地で想定外の災害が発生している中であって、さらに市民の生命と財産、生活を守るため、市は災害発生時に的確な対応ができる施設と体制を整備し、市民は日ごろから防災意識を高め、いざという時に地域で助け合える関係を築いておくことが大切です。大災害が発生してもその被害を最小限に抑え、市民生活が早急に復興できるよう、共に取組みを進めてください。

## 4 貝塚市の魅力向上

貝塚市には、市民が気軽に親しむことができる二色の浜などの美しい自然や水間寺や願泉寺、寺内町をはじめとした特徴ある歴史・文化が豊富にあり、市民もそれを誇りに感じています。

まちづくりの方針である「魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚」のとおり、これらの「貝塚らしさ」に磨きをかけ、ICTの活用や口コミなど、多様な方法を用いて市内外にPRするとともに、市民自らがまちの魅力を再発見し、主体的に情報発信が行われる仕組みづくりなど、貝塚市のさらなる発展につながる取組みを進めてください。

## 5 計画の進捗管理

厳しい財政状況のもと、PDCAサイクルの考え方に基づく適切な進捗管理を行い、施策の効果を検証した結果を常に改善につなげてください。また、明確な指標や数値目標を設定し、検証結果を市民にわかりやすく説明できるよう努めてください。

以上

# 8 貝塚市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次貝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民の意見を聴取するための組織として貝塚市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりの課題解決に向けた検討
- (2) 総合計画の素案策定にあたっての意見の集約
- (3) その他総合計画の素案の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員25人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者であって、市の募集に応じたもの
- (2) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱した日から市民会議の意見を市長に提出する日までとする。

(座長)

第5条 市民会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。ただし、座長（その職務を代理する者を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 市民会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、都市政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。（平成26年10月2日施行）

2 この要綱は、市民会議の意見を市長に提出した日にその効力を失う。



## 9 貝塚市民憲章

昭和 58 年 10 月 5 日

貝塚市は、豊かな自然にめぐまれた産業と文化のまちです。

わたくしたちは、平和をつちかい、自由と平等の心むすび合うまちをつくるため、市民の誇りと願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたち貝塚市民は、

- 1 市民の手による、人間性豊かなまちづくりをすすめます。
- 1 自然と歴史遺産を大切にし、美しい環境をそだてます。
- 1 教養を深め、清新な市民文化をつくります。
- 1 みんなで助け合い、おもいやりのある、心あたたかい社会をめざします。
- 1 働く喜びをはぐくみ、健康な家庭と活力ある社会をきずきます。

発行日 平成 28 年 12 月

発行 貝塚市

編集 貝塚市 都市政策部 政策推進課

〒 597-8585 大阪府貝塚市畠中 1-17-1

TEL 072-433-7241

<http://www.city.kaizuka.lg.jp/>